証券コード7183
令和元年６月４日

株　主　各　位

東京都中央区京橋一丁目11番８号
あんしん保証株式会社
代表取締役社長　雨　坂　　甲

第17回　定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申しあげます。

さて、当社第17回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご案内申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合には、書面またはインターネットいずれかの方法によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の「株主総会参考書類」をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、令和元年６月18日（火曜日）午後６時までに到着するようご返送くださるか、後記の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご確認のうえ、当社の指定する議決権行使ウェブサイト（https://www.web54.net）より議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬　具

記

１．日　　時　　令和元年６月19日（水曜日）午前10時
２．場　　所　　東京都中央区八重洲一丁目３番７号
　　八重洲ファーストフィナンシャルビル
　　ベルサール八重洲３階ＲＯＯＭ４・５
３．目的事項
　報告事項
　　第17期（平成30年４月１日から平成31年３月31日まで）事業報告及び計算書類の内容報告の件
　決議事項
　第１号議案　剰余金の処分の件
　第２号議案　定款一部変更の件
　第３号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く）５名選任の件
　第４号議案　監査等委員である取締役２名選任の件
　第５号議案　補欠の監査等委員である取締役１名選任の件

４．招集にあたっての決定事項

【書面による議決権行使の場合】

議案に対して賛否の表示をされないときは、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

【重複行使の取扱い】

議決権行使書用紙とインターネットの双方で議決権を重複して行使された場合、当社へ後に到着したものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。なお、双方が同日に到着した場合は、インターネットによる議決権行使を有効なものとして取り扱わせていただきます。

また、インターネットで議決権行使を複数回された場合は、最後の議決権行使を有効なものとさせてただきます。

以　上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。
◎資源節約のため、この「招集ご通知」をご持参くださいますようお願い申し上げます。
◎株主総会参考書類、事業報告及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス　https://anshin-gs.co.jp/)に掲載いたします。

インターネットによる議決権行使のご案内

インターネットにより議決権を行使される場合は、あらかじめ次の事項をご了承いただきますようお願い申しあげます。

1．議決権行使ウェブサイトについて

インターネットによる議決権行使は、当社の指定する以下の議決権行使ウェブサイトをご利用いただくことによってのみ可能です。

議決権行使ウェブサイトアドレス https://www.web54.net

2．議決権行使の方法について

上記アドレスにアクセスいただき、同封の議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用になり、画面の案内に従って賛否をご入力下さい。

3．議決権行使のお取り扱いについて

（1）議決権の行使期限は、令和元年６月18日（火曜日）午後６時までとなっておりますので、お早めの行使をお願いいたします。

（2）複数回議決権を行使された場合、当社に最後に到着した行使を有効な議決権行使としてお取扱いいたします。なお、インターネットによる議決権行使と議決権行使書面が同日に到着した場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。

（3）議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際のプロバイダ及び通信事業者の料金（接続料金等）は、株主様のご負担となります。

（4）インターネットのご利用環境等によっては、議決権行使ウェブサイトがご利用できない場合があります。

4．パスワード及び議決権行使コードのお取り扱いについて

（1）パスワードは、ご投票される方が株主様ご本人であることを確認するための重要な情報です。印鑑や暗証番号同様、大切にお取り扱い下さい。

（2）パスワードは一定回数以上間違えると使用できなくなります。パスワードの再発行をご希望の場合は、画面の案内に従ってお手続き下さい。

（3）議決権行使書用紙に記載されている議決権行使コードは、本総会に限り有効です。

5．パソコン等の操作方法に関するお問い合わせ先について

（1）本サイトでの議決権行使に関するパソコン等の操作方法がご不明な場合は、下記にお問い合わせ下さい。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
［電話］ 0120（652）031 （受付時間 9:00～21:00 ）

（2）その他のご照会は、以下の問い合わせ先にお願いいたします。

ア．証券会社に口座をお持ちの株主様

証券会社に口座をお持ちの株主様は、お取引の証券会社あてにお問い合わせ下さい。

イ．証券会社に口座のない株主様（特別口座の株主様）

三井住友信託銀行 証券代行部
［電話］ 0120（782）031
（受付時間 9:00～17:00 土日休日を除く）

以 上

（添付書類）

事　業　報　告

（平成30年４月１日から
平成31年３月31日まで）

１．会社の現況に関する事項

（１）事業の経過及びその成果

当事業年度におけるわが国経済は、堅調な企業業績や雇用環境改善が続く中、個人消費の持ち直しや設備投資の増加により、穏やかな回復基調で推移しました。しかしながら、米中貿易摩擦の影響や中国経済の成長鈍化等によって、世界経済の減速懸念が強まり、先行き不透明な状況が続いております。

賃貸住宅市場におきましては、平成30年度の新設住宅着工戸数が前年度比で0.7％の増加となる中、貸家着工件数は前年度比4.9％の減少となり、２年連続の減少となりました。(国土交通省：建築着工統計調査報告　平成30年度計)

このような事業環境のもと、当社は重点施策として「トップライン成長率の向上に向けた成長戦略の再構築」をかかげ、ブランド戦略の一環として企業ロゴマークの刷新による認知度向上を図り、生活インフラの提供企業との提携による新たな加盟店開拓チャネルの拡充、市場動向やニーズを踏まえた保証商品の導入に取り組んでまいりました。また、新基幹系システムのリリースによる業務生産性の向上を推進してまいりました。

以上の結果、当事業年度の業績につきましては、営業収益3,182,718千円(前期比16.1％増)、営業利益274,946千円（前期比206.1％増)、経常利益340,045千円（前期比111.4％増)、税引前当期純利益324,336千円（前期比101.6％増)、当期純利益209,066千円（前期比115.8％増）となりました。

（2）設備投資の状況

当事業年度の設備投資額は51,067千円であり、その主なものは、管理機能の強化に向けた基幹システムの機能追加費用及び次期基幹システムの構築費用であります。

・ソフトウェア　　：　11,799千円
・ソフトウェア仮勘定：　39,268千円

（3）資金調達の状況

該当事項はありません。

（4）対処すべき課題

令和２年４月から改正民法が施行されますが、保証上限額の説明義務など連帯保証人が頼みにくくなる内容が織り込まれており、家賃債務保証会社に対する社会的ニーズの増加につながると期待されております。連帯保証人制度に代わる機関保証の普及を実現するというミッションを推進していくため、当社は基幹ビジネスである家賃債務保証事業を積極的に拡大していくとともに、家賃保証に付帯する新たな保証サービスを含めたトップラインの成長を目指すべく、以下の施策に取り組んでまいります。

①トップラインの向上とブランド浸透

多様化するニーズに応じた商品の提供を行っていくとともに、営業に特化できる組織体制を確立し、階層別研修やOJT研修を徹底していくことであんしんブランドを体現できる人財の育成を強化し、トップラインの向上を目指してまいります

②与信管理機能の強化

審査基準の見直し等による審査業務の高度化を図るとともに、弁護士等との連携による解決策の促進やスキルの平準化を推進し、与信管理機能の強化を目指してまいります。

③あんしんブランドを体現できる人財育成

成長戦略の実現に向け、階層別の実践的な研修等を積極的に推進し、OJT教育を強化することで、あんしんブランドを体現できる人財を育成し人的資源を最大限に高める取り組みを推進いたします。

④コンプライアンスの遵守

行動指針、規程等に基づくマネジメントの実行や勉強会等の実施によりコンプライアンス意識の啓蒙・向上を推進し、業務の適切性及び効率性の確保ならびに不祥事・不正防止を徹底した内部管理体制のさらなる強化を推進してまいります。

（5）財産及び損益の状況

区　　分	第14期 平成28年3月期	第15期 平成29年3月期	第16期 平成30年3月期	第17期 (当事業年度) 平成31年3月期
営　業　収　益（千円）	2,174,182	2,323,660	2,741,968	3,182,718
経　常　利　益（千円）	321,872	326,386	160,850	340,045
当 期 純 利 益（千円）	224,122	216,686	96,858	209,066
1株当たり当期純利益（円）	41.15	12.28	5.39	11.63
総　　資　　産（千円）	2,217,447	2,479,015	2,979,913	3,932,383
純　　資　　産（千円）	1,710,815	1,934,578	1,999,288	2,172,793
1株当たり純資産額（円）	295.26	107.42	110.81	120.44

（注）1. 記載金額は、1株当たり当期純利益、1株当たり純資産額を除き千円未満を切り捨てて表示しております。

2. 当社は、第14期において、平成27年６月19日付で普通株式１株につき普通株式100株の割合で株式分割を行い、平成28年４月１日付で普通株式１株につき普通株式３株の割合で株式分割を行っております。そのため、第14期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して１株当たり純資産額及び１株当たり当期純利益を算定しております。また、第15期において、平成28年12月１日付で普通株式１株につき普通株式３株の割合で株式分割を行っております。そのため、第15期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して１株当たり純資産額及び１株当たり当期純利益を算定しております。

（6）重要な親会社及び子会社の状況

①　親会社との関係

該当事項はありません。

②　重要な子会社の状況

該当事項はありません。

（7）主要な事業内容（平成31年３月31日現在）

家賃債務保証事業

（8）主要な営業所（平成31年３月31日現在）

本　　社	東京都中央区
札幌支店	札幌市中央区
仙台支店	仙台市青葉区
新潟支店	新潟市中央区
さいたま支店	さいたま市大宮区
東京支店	東京都中央区
千葉支店	東京都中央区
名古屋支店	名古屋市中区
大阪支店	大阪市北区
岡山支店	岡山市北区
福岡支店	福岡市博多区
沖縄支店	沖縄県那覇市

（9）使用人の状況（平成31年３月31日現在）

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
120名	５名増	35.9歳	5.1年

（注）1.　使用人数には、嘱託社員9名、パート社員12名を含んでおります。
　　2.　平均年齢・平均勤続年数には、嘱託社員、パート社員、出向受入者が含まれておりません。

（10）主要な借入先（平成31年３月31日現在）

借入先	借入残高
株式会社みずほ銀行	650,000千円
株式会社第四銀行	150,000千円
株式会社あおぞら銀行	100,000千円
三井住友信託銀行株式会社	100,000千円

2．会社の株式に関する事項

（1）発行可能株式総数　　63,288,000株

（2）発行済株式の総数　　17,976,600株

（3）株主数　　4,117名

（4）大株主（上位10名）

株主名	当社への出資状況	
	持株数	持株比
アイフル株式会社	6,408,000株	35.65%
雨坂甲	1,995,300株	11.10%
小川秀男	551,400株	3.07%
高橋誠一	463,500株	2.58%
AGキャピタル株式会社	378,000株	2.10%
政岡土地株式会社	308,700株	1.72%
石井恒男	260,000株	1.45%
GOLDMAN SACHS INTERNATIONAL	214,900株	1.20%
塚本大輔	208,200株	1.16%
谷村豊	207,600株	1.15%

3．会社の新株予約権等に関する事項

（1）当事業年度末日における新株予約権の状況

イ.平成28年８月９日開催の取締役会決議によるもの(平成31年３月31日現在)

・新株予約権の数　（第５回）　112個

・新株予約権の目的である株式の種類および数　普通株式（第５回）　33,600株

・上記のうち、当社取締役、その他の当社役員の保有する新株予約権

区　分	新株予約権の数	目的となる株式の種類および数	行使期間	行使価額	保有者数
当社取締役（監査等委員を除く）	25個	普通株式 7,500株	自 平成29年７月１日 至 平成33年８月28日	１株につき 466円	3名
当社取締役（監査等委員）	9個	普通株式 2,700株	自 平成29年７月１日 至 平成33年８月28日	１株につき 466円	1名

㈱注 当社は平成28年12月１日付で１株につき３株の割合で株式分割を実施した結果、新株予約権の1株あたり行使価額、目的となる株式の数が調整されております。

ロ.平成28年８月９日開催の取締役会決議によるもの(平成31年３月31日現在)

・新株予約権の数　（第６回）　155個

・新株予約権の目的である株式の種類および数　普通株式（第６回）　46,500株

・上記のうち、当社取締役、その他の当社役員の保有する新株予約権

該当事項はありません。

㈱注 当社は平成28年12月１日付で１株につき３株の割合で株式分割を実施した結果、新株予約権の1株あたり行使価額、目的となる株式の数が調整されております。

（2）当事業年度中に交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

（3）その他新株予約権等に関する重要な事項

該当事項はありません。

4．会社役員に関する事項

（1）取締役の氏名等（平成31年３月31日現在）

氏　　名	地　　位	担当及び重要な兼職の状況
雨坂　甲	代表取締役社長	営業部管掌　コンプライアンス部担当
海原範隆	常務取締役	管理部管掌　総合与信部担当
中西光明	取締役	管理部担当
西田忠広	取締役	営業部長
佐藤正之	取締役	アイフル株式会社代表取締役専務執行役員 ライフカード株式会社取締役執行役員
谷村　豊	取締役 (監査等委員)	
伊藤孝二	取締役 (常勤監査等委員)	
村上　寛	取締役 (監査等委員)	弁護士法人大江橋法律事務所 東京事務所パートナー

（注）１．伊藤孝二氏、村上寛氏は、社外取締役であります。
２．他社での長年の管理職経験に加え支配人として長年勤めた経験があり、業務管理に精通していることから、伊藤孝二氏を常勤監査等委員に選定しております。
３．当社は、社外取締役である村上寛氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
４．取締役西田忠広氏は平成31年３月31日をもって取締役を辞任により退任いたしました。

（2）責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第１項の規定により、取締役（業務執行取締役または支配人その他の使用人であるものを除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結しております。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする旨を定款に定めております。

（3）取締役の報酬等の額

区　　分	支給人員	支　給　額
取　締　役 （監査等委員を除く）	5名	69,575千円
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	3名 （2名）	18,004千円 （10,804千円）
計	8名	87,579千円

（4）社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

取締役村上寛氏は、弁護士法人大江橋法律事務所東京事務所のパートナーであります。弁護士法人大江橋法律事務所は、当社と特別の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況
取締役 (監査等委員)	伊　藤　孝　二	社外取締役就任後に開催された取締役会には17回中16回、また、監査等委員会には13回中13回出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
取締役 (監査等委員)	村　上　　寛	当事業年度に開催された取締役会には18回中16回、また、監査等委員会には14回中12回出席し、主に弁護士としての専門的見地から、必要に応じ、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。

5．会計監査人の状況

（1）会計監査人の状況

ひびき監査法人

（注）当社の会計監査人であった優成監査法人は、平成30年６月20日開催の第16回定時株主総会終結の時をもって退任いたしました。なお、優成監査法人は平成30年７月１日付をもって、名称を太陽有限責任監査法人に変更しております。

（2）当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額　　19,440千円（税込）

（注）１．監査等委員会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、過年度の監査計画における監査項目別、階層別監査時間の実績及び報酬額の推移並びに会計監査人の職務遂行状況を確認し、当事業年度の監査計画及び報酬額の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等について会社法第399条第1項の同意を行っております。

２．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当該事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

（3）非監査業務の内容

該当事項はありません。

（4）会計監査人の解任又は不再任の決定方針

監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項に定められている解任事由に該当すると認められる場合には、同上の規定に従い、監査等委員全員の同意によって会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

また、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められる相当の事由が生じた場合には、監査等委員会の決定により、会計監査人の解任または不再任に関する議案を株主総会に提出いたします。

６．会社の体制及び方針

（１)業務の適正を確保するための体制等の整備についての決議の内容の概要

あんしん保証株式会社は、「人として社会に感謝し、地域社会の発展に挑む」という経営理念のもと、コンプライアンスを前提とした企業活動を通じて、経済社会の発展に貢献することで各ステークホルダーをはじめ、社会から信頼される企業となり、透明性・公正性・効率性を兼ね備えた企業経営を実現することをコーポレートガバナンスの重要な目的と認識している。

上記の理念・目的の確実な達成を目指し、市場環境・経済動向・関連法令の改正その他の事業環境等当社を取り巻くあらゆる状況を踏まえて、次の通り内部統制システムの構築に関する基本方針を定める。

なお、取締役会は、本基本方針を事業環境の変化等に応じて適宜見直すこととし、実効性の維持向上を図るべく不断の努力を行う。

① 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

・法令および定款を遵守し、倫理観をもって事業活動を行う企業風土の醸成を目的として、経営理念をはじめコンプライアンスに関する行動指針・規程等を定め、当該規程等に則り各取締役および各部門のコンプライアンスに関する状況、職務執行の適正性につき適宜監査・監督を行う体制を整える。

・各部門の業務執行におけるコンプライアンスの実践状況や内部管理体制等の監査等を行うため、内部監査部門を設置し、監査等の結果について、取締役会および監査等委員会に適宜状況報告を行う体制を整える。

・法令・定款・社内規程への違反その他重要な事実を発見、またはその恐れがある場合は直ちに監査等委員会に報告するとともに、遅滞なく取締役会に報告する体制を整える。

・法令・定款・社内規程違反行為等の社内通報制度として社内規程の整備を図り、通報制度の実効性を確保する。

・社会の秩序や安全を脅かす反社会的勢力による被害を防止するために、断固として、反社会的勢力との関係を遮断し、不当な要求には一切応じず、毅然とした対応を行うための体制を整える。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

・取締役の職務の執行に係る文書およびその関連資料（電磁的記録を含む）その他企業機密および個人情報を含む各種情報は、セキュリティおよび管理・保存に係る社内規程に基づき適切に管理・保存を行う体制を整える。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

・企業の継続的発展を脅かすあらゆるリスクを把握し、対応するためのトータルリスクマネジメント体制を整備するため、取締役会の直属機関としてリスク管理委員会を設置し、関連部門と連携して適切な危機管理を行う体制を整える。

・緊急事態発生時の対策は、大規模自然災害・ＩＴ基幹システム障害等リスクの種類に応じてこれを定め、迅速かつ適切に対応できる体制を整える。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

・取締役会を原則毎月開催するほか、必要に応じ適時臨時に開催し、経営上の重要な項目についての意思決定を行うとともに、取締役の職務執行を監督する。

・取締役会の効率性および適正性を確保するため、取締役会の運営に関する規程を定める。

⑤ 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項および当該使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く）からの独立性に関する事項

・監査等委員会は、監査等委員会の職務を補助する使用人を定め、当該使用人に監査業務に必要な事項を指示することができる。指示を受けた使用人はその指示に関して、取締役、部門長等の指示を受けないものとする。

・監査等委員会を補助する使用人の異動については監査等委員会の承認を事前に得るものとする。

⑥　取締役（監査等委員である取締役を除く）および使用人が監査等委員会に報告をするための体制その他監査等委員会への報告に関する体制

・監査等委員会と取締役（監査等委員である取締役を除く）および使用人の綿密な情報連携を図るため、取締役会をはじめとする重要会議において監査等委員が意見を述べ、また必要に応じた説明の要請に対して取締役（監査等委員である取締役を除く）および使用人が適切に対応できる体制を整える。

・取締役（監査等委員である取締役を除く）および使用人が法令・定款・社内規程への違反その他重要な事実を発見、またはその恐れがある場合、直ちに監査等委員会に報告する体制を整える。

・取締役（監査等委員である取締役を除く）および使用人が財務報告に係る内部統制の状況や会計基準および内部監査部門の活動状況等を必要に応じて監査等委員会に報告する体制を整える。

・各部門が作成し担当部門に提出した稟議書および報告書等を監査等委員会が必要に応じて閲覧することができる体制を整える。

・取締役（監査等委員である取締役を除く）および使用人が監査等委員会に報告をした場合、報告者が不利益とならないよう保護する体制を整える。

⑦　監査等委員の職務の執行について生じる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生じる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

・監査等委員が監査の実施のために生じた費用を請求するときは、監査等委員の求めに応じて適切に処理するものとする。

⑧　その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

・監査等委員会が会計監査人から会計監査に関する報告および説明を受け、必要に応じて監査実施状況の聴取を行う体制を整える。

・内部監査部門と監査等委員会との連携体制を確保することで、不正・不当行為の牽制・早期発見を行うための実効的な監査体制の整備に努める。

・監査等委員会が業務に関する説明または報告を求めた場合、取締役（監査等委員である取締役を除く）および使用人は迅速かつ適切に対応する体制を整える。

（2）業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

「内部統制システム構築に関する基本方針」の運用状況は以下のとおりであります。

① 取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

・コンプライアンス規程・インサイダー取引防止規程及び細則・特定個人情報取扱い基本方針・個人情報関連規程・回収管理細則等、コンプライアンス諸規程は、整備運用されており、法令及び社内規程違反が発覚した際、トラブル事案処理規程・顛末書及びオペレーションミス記録簿マニュアルに基づき改善策とともに報告書を作成、コンプライアンス部が検証している。
顛末書事案に関しては、取締役会に報告、懲戒処分基準に則し、賞罰会議で処分決定後、当事者・管理者に伝達している。

・コンプライアンス部が内部監査を担当し、結果はワークフローにて取締役に報告している。又、監査等委員会に報告する体制は、整備運用されている。

・会社のガバナンスに影響する重要な事実の発見やその恐れがある場合、社内通報制度規程や各取締役の相互牽制による取締役会の運営や監査等委員会の事務局はコンプライアンス部・総務人事課の担当者が含まれ、情報を密にする体制は整備運用されている。

・社内通報制度規程が制定されている。

・警察ＯＢを顧問及び調査役として招き、反社会的勢力に対する基本方針を宣言し、各拠点に掲示している。暴追センターに加入し、反社会的勢力に関するデータを適切に取得し、審査等の取引に活用する態勢が整備運用されている。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

・文書管理規程及び取締役会規程に基づき株主総会議事録・取締役会議事録その他規程に定める文書を管理・保管する体制を整備し運用している。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

・リスク管理委員会は、半期に一度のペースで開催するという規程に基づき適正に実施され、議論や報告がなされている。

・大規模自然災害発生の訓練を平成30年12月23日、24日の２日間に亘って実施されている。ＩＴ基幹システム障害時の訓練は、平成31年４月25日に実施されている。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

・定例取締役会は、月１回開催され、必要に応じ臨時取締役会も開催されている。経営上の重要な項目については、規程に基づき適正に担当役員から上程、議論の結果取締役会において、意思決定されている。各取締役の職務についても、職務権限に基づきワークフローによる承認、重要会議への出席等を通じ、部下に指示や指導がなされ議事録等が提出されている。

・取締役会規程が施行されており、適正に運用がなされている。

⑤ 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項および当該使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く）からの独立性に関する事項

・監査等委員会の事務局をコンプライアンス部とし、主として常勤監査等委員を中心に、監査等委員会へ報告事項や職務執行についての指示があり、所属部署の取締役には独立性の説明を事前にしており関与を受けていない。

⑥　取締役（監査等委員である取締役を除く）および使用人が監査等委員会に報告をするための体制その他監査等委員会への報告に関する体制

・取締役会をはじめとする重要な会議に監査等委員が出席し、必要に応じ意見を述べ説明を求め対応できる体制は取られており、議事録等においても記録されている。

・会社のガバナンスに影響する重要な事実の発見やその恐れがある場合、不祥事件に関する規定及び社内通報制度規定に則りコンプライアンス部に報告がなされる体制が整備されており、コンプライアンス部は監査等委員会に報告する体制になっている。

・内部監査部門の活動は、監査等委員会に適宜報告している。

・稟議書および報告書等、ワークフローの決裁を監査等委員は閲覧できる体制になっている。

・社内規程において明文化されており、公正な調査を実施し、不利益となっていない。

⑦ その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

・四半期毎に三様監査が実施され、会計監査人から必要に応じて説明を受ける体制が整備され、管理部担当役員が同席し運用されていることを確認している。

・常勤監査等委員を中心に顛末書事案や監査結果報告を通じ、不正等を未然に防止する対策を議論する環境が整っており、場合によっては指示がなされている。

・常勤監査等委員を中心に日々の業務について不明な点は、適宜説明を求めることがなされている。

（注）　本事業報告中における金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

平成31年３月31日現在

(単位：千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
【流動資産】	**3,408,528**	**【流動負債】**	**1,745,539**
現金及び預金	655,981	短期借入金	1,000,000
営業未収入金	467,379	営業未払金	202,095
求償債権	1,051,147	未払金	57,129
収納代行立替金	1,629,754	未払費用	27,380
前払費用	20,323	未払法人税等	107,650
その他	12,905	預り金	12,592
貸倒引当金	△428,963	前受収益	176,681
		賞与引当金	68,805
【固定資産】	**523,855**	保証履行引当金	79,307
有形固定資産	**8,975**	その他	13,896
建物	3,620	**【固定負債】**	**14,050**
車両運搬具	0	その他	14,050
工具、器具及び備品	5,355	**負債合計**	**1,759,590**
無形固定資産	**304,281**	**純資産の部**	
ソフトウェア	267,000	**【株主資本】**	**2,165,057**
ソフトウェア仮勘定	35,856	**資本金**	**680,942**
その他	1,424	**資本剰余金**	**435,942**
投資その他の資産	**210,597**	資本準備金	435,942
投資有価証券	381	**利益剰余金**	**1,048,172**
出資金	10	その他利益剰余金	1,048,172
長期前払費用	2,325	繰越利益剰余金	1,048,172
繰延税金資産	144,375	**【評価・換算差額等】**	**0**
その他	63,504	その他有価証券評価差額金	**0**
		【新株予約権】	**7,734**
		純資産合計	**2,172,793**
資産合計	**3,932,383**	**負債・純資産合計**	**3,932,383**

〔記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。〕

損 益 計 算 書

自　平成30年４月１日
至　平成31年３月31日

（単位：千円）

科目	金額	
Ⅰ．営業収益		**3,182,718**
Ⅱ．営業費用		**2,907,771**
営業利益		**274,946**
Ⅲ．営業外収益		
受取利息	7	
受取配当金	6	
受取遅延損害金	44,717	
償却債権取立益	16,614	
保険金収入	8,275	
その他	465	70,087
Ⅳ．営業外費用		
支払利息	4,988	4,988
経常利益		**340,045**
Ⅴ．特別利益		
固定資産売却益	9	**9**
Ⅵ．特別損失		
固定資産除却損	15,718	**15,718**
税引前当期純利益		**324,336**
法人税、住民税及び事業税		**143,506**
法人税等調整額		**△28,236**
当期純利益		**209,066**

〔記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。〕

株主資本等変動計算書

自　平成30年４月１日
至　平成31年３月31日

（単位：千円）

	株主資本			
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計
		資本準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	
当期首残高	680,942	435,942	875,058	1,991,944
当期変動額				
剰余金の配当	-	-	△35,953	△35,953
当期純利益	-	-	209,066	209,066
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	-	-	-	-
当期変動額合計	-	-	173,113	173,113
当期末残高	680,942	435,942	1,048,172	2,165,057

（単位：千円）

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計		
当期首残高	111	111	7,231	1,999,288
当期変動額				
剰余金の配当	-	-	-	△35,953
当期純利益	-	-	-	209,066
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△110	△110	502	391
当期変動額合計	△110	△110	502	173,505
当期末残高	0	0	7,734	2,172,793

〔記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。〕

個 別 注 記 表

1．重要な会計方針に係る事項に関する注記

（1）資産の評価基準及び評価方法

有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のあるもの……決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

（2）固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産 ……定率法によっております。

主要な耐用年数は、次のとおりです。

建　　物	5年～18年
車両運搬具	2年
工具器具備品	3年～20年

なお、平成19年3月31日以前に取得したものについては、償却可能限度額まで償却が終了した翌事業年度から5年間で均等償却する方法によっております。

② 無形固定資産 ……定額法によっております。自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

（3）引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、入金状況等を勘案して社内債権格付により分類し、過去の一定の算定期間における貸倒実績等により算定した損失見込額を計上しております。

② 保証履行引当金

債務保証に係る損失に備えるため、過去の家賃保証の履行損失率を勘案し、損失負担見込額を計上しております。

③　賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

（4）収益の計上基準

当社の家賃保証にかかる保証料収入は、初回保証料・更新保証料と月額保証料とに区分されております。初回保証料・更新保証料は、実現主義の原則に従って契約時に収益計上しております。月額保証料は保証期間にわたって毎月次での収益計上を行っております。ただし、月額保証料が保証業務の提供にかかる直接コストを下回る契約については初回保証料・更新保証料を保証期間にわたって繰り延べる会計処理を適用しております。

（5）消費税等の会計処理

当社は免税事業者であるため税込方式によっております。

2．会計方針の変更

「従業員等に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与する取引に関する取扱い」（実務対応報告第36号　平成30年１月12日。以下「実務対応報告第36号」という。）等を平成30年４月１日以後適用し、従業員等に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与する取引については、「ストック・オプション等に関する会計基準」（企業会計基準第８号　平成17年12月27日）等に準拠した会計処理を行うことといたしました。

ただし、実務対応報告第36号の適用については、実務対応報告第36号第10項(3)に定める経過的な取扱いに従っており、実務対応報告第36号の適用日より前に従業員等に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与した取引については、従来採用していた会計処理を継続しております。

3．表示方法の変更

（「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」等の適用）

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号　平成30年２月16日）等を当事業年度の期首から適用しており、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示しております。

4．誤謬の訂正に関する注記

該当事項はありません。

5．貸借対照表に関する注記

（1）減価償却累計額の直接控除

有形固定資産の減価償却累計額　　39,767千円

（2）保証債務

債務保証額（月額）	12,829,690千円	※1
再保証額	751,982千円	※2
保証履行引当金	△79,307千円	
差 引 額	13,502,365千円	

※1　賃借人の支払家賃等に対し債務保証を行っております。

※2　ライフカード株式会社による債務保証（賃借人の一定期間の未収家賃に対するもの）について再保証を行っております。

（3）関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

短 期 金 銭 債 権	69,095千円
短 期 金 銭 債 務	2,864千円

6．損益計算書に関する注記

関係会社との営業取引及び営業取引以外の取引の取引高の総額

営業取引（支出分）　　2,898千円

7．株主資本等変動計算書に関する注記

（1）発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	17,976,600株	-	-	17,976,600株

（2）自己株式の総数に関する事項

該当事項はありません。

（３）当事業年度の末日における新株予約権に関する事項

事業年度の末日において発行している新株予約権の数　267個

当該新株予約権の目的となる普通株式の数　80,100株

（４）当事業年度中に行った剰余金の配当に関する事項

決　　議	株式の種類	配当金の総額(千円)	１株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成30年６月20日定時株主総会	普通株式	35,953	2.00	平成30年３月31日	平成30年６月21日

（５）当事業年度の末日後に行う剰余金の配当に関する事項

令和元年６月19日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

①　配当金の総額　35,953千円

②　１株当たり配当額　2.00円

③　基準日　平成31年３月31日

④　効力発生日　令和元年６月20日

なお、配当原資については、利益剰余金とすることを予定しております。

8．税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因の内訳

繰延税金資産（固定）	
前受保証料否認	54,108千円
保証履行引当金繰入超過額	24,287千円
貸倒引当金繰入超過額	27,487千円
賞与引当金繰入超過額	23,937千円
未払事業税	7,019千円
長期前受保証料否認	2,468千円
減価償却の償却超過額	1,952千円
その他	4,766千円
小　計	146,029千円
評価性引当額	△1,653千円
繰延税金資産（固定）合計	144,375千円
繰延税金負債（固定）	
その他有価証券評価差額金	0千円
繰延税金負債（固定）合計	0千円
繰延税金資産（固定）の純額	144,375千円

9．金融商品に関する注記

（1）金融商品に対する取組方針

当社は、家賃債務保証事業を中心とした信用保証事業を行っております。これらの事業を行うため、資金運用については、安全性、確実性、流動性の高い運用を原則として、資産の保全を意識した長期的な視野に立った運用を行っております。また、デリバティブを組み込んだ複合金融商品など、リスクの高い取引は行わない方針であります。

（2）金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	貸借対照表計上額（千円）	時価（千円）	差額（千円）
（1）現金及び預金	655,981	655,981	－
（2）営業未収入金	467,379	467,379	－
（3）収納代行立替金	1,629,754	1,629,754	－
（4）投資有価証券	381	381	－
（5）求償債権	1,051,147		
貸倒引当金（※）	△428,963		
	622,183	622,183	－
資産計	3,375,680	3,375,680	－
（1）営業未払金	202,095	202,095	－
（2）短期借入金	1,000,000	1,000,000	－
負債計	1,202,095	1,202,095	－

（※）求償債権は貸倒引当金を控除しております。

（注1）金融商品の時価の算定方法に関する事項

資　産

(1) 現金及び預金、(2) 営業未収入金、(3) 収納代行立替金

これらはすべて短期で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4)投資有価証券

これらの時価について、株式等は取引所の価格によっております。

(5) 求償債権

求償債権については、入金状況等を勘案して社内債権格付により分類し、過去の一定の算定期間における貸倒実績等により算定した損失見込額を算定しているため、時価は決算日における貸借対照表価額から現在の貸倒見積高を控除した金額に近似しており、当該価額をもって時価としております。

負　債

(1)営業未払金及び(2)短期借入金

これらはすべて短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

（注２）保証債務については、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。

１０．関連当事者との取引に関する注記

種類	会社名	議決権等の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
その他の関係会社	アイフル株式会社	（被所有）直接 35.6% 間接 2.1%	諸経費の支払（注１）	業務の委託	1,061	未払金	328
その他の関係会社の子会社	ライフカード株式会社	なし	業務提携契約（注２）	業務の提携	585,884		
			債務の保証（注３）	包括債務保証契約	759,987	—	—
			代位弁済（注３）	包括債務保証契約	349,221		
			立替家賃の回収委託	立替家賃の回収	924,458	収納代行立替金	66,682

（注）取引条件及び取引条件の決定方針

（注１）諸経費の支払額については、アイフル株式会社より提示された金額を基礎として、市場価格を勘案して価格交渉の上、決定しております。

（注２）ライフカード株式会社との業務提携契約にかかる受取保証料は、市場価格を勘案して価格交渉の上、決定しております。

（注３）ライフカード株式会社による債務保証（賃借人の一定期間の未収家賃に対するもの）について再保証及び代位弁済を行っております。

１１．１株当たり情報に関する注記

（１）１株当たり純資産額　　120円44銭

（２）１株当たり当期純利益　　11円63銭

１２．重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

会計監査人の監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

令和元年5月15日

あんしん保証株式会社
　取 締 役 会　御中

ひびき 監 査 法 人

代 表 社 員
業務執行社員　公認会計士　岡 田　博 憲 ㊞

代 表 社 員
業務執行社員　公認会計士　林　直 也 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、あんしん保証株式会社の平成30年４月１日から平成31年３月31日までの第17期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告書　謄本

監　査　報　告　書

当監査等委員会は、平成30年４月１日から平成31年３月31日までの第17期事業年度の取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

１．監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第１項第１号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制(会社の内部統制に係る体制全般）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

① 監査等委員会が定めた監査方針、監査計画等に従い会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事業の報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明しました。また、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。

② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2．監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人ひびき監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

令和元年５月21日

あんしん保証株式会社　監査等委員会

常勤監査等委員　伊藤　　孝二　　㊞

監査等委員　　村上　　寛　　㊞

監査等委員　　谷村　　豊　　㊞

（注）監査等委員　伊藤　孝二及び村上　寛は、会社法第２条第15号及び第331条第６項に規定する社外取締役であります。

以　上

株主総会参考書類

第１号議案　剰余金の処分の件

当期の期末配当につきましては、安定した配当を維持する当社の方針及び株主の皆様の日頃のご支援にお応えする必要があること等を総合的に勘案いたしまして、下記のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類
　金銭といたします。

(2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額
　当社普通株式１株につき金　　2円00銭　総額　　35,953,200円

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日
　令和元年６月20日

第２号議案　定款一部変更の件

１．提案の理由

当社は、今後の事業拡大に向けた人員の増加に対応し得る執務スペースの確保のため、本店を移転することを決定いたしました。本店移転に伴い、定款の本店所在地を東京都中央区から東京都品川区に変更するものであります。なお、本変更については、本店移転日をもって効力を生ずるものとし、その旨の附則を設け、さらに当該附則は本店移転後の効力発生後に削除するものといたします。

２．変更の内容

変更の内容は、次のとおりです。

（下線部は変更部分を示す）

現　行　定　款	変　更　案
（本店の所在地） 第３条　当会社は、本店を東京都中央区に置く。 （新設）	（本店の所在地） 第３条　当会社は、本店を東京都品川区に置く。 （附則） 第３条（本店の所在地）の変更は令和元年８月19日をもって効力を生ずるものとする。なお、本附則は、本店移転の効力発生後に、これを削除する。

第３号議案　取締役(監査等委員である取締役を除く）５名選任の件

定款第20条第１項の規定により、現在の取締役（監査等委員である取締役を除く）４名は、本総会終結の時をもって全員任期満了となり、取締役西田忠広氏が平成31年３月31日をもって取締役を辞任により退任いたしましたので、取締役（監査等委員である取締役を除く）５名の選任をお願いするものであります。

取締役（監査等委員である取締役を除く）候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
1	雨坂　甲（あめさか　まさる） (昭和33年12月19日生)	平成14年12月　当社取締役 平成17年12月　当社代表取締役社長 平成30年５月　当社代表取締役社長　営業部管掌コンプライアンス部担当(現在に至る)	1,995,300株
2	海原範隆（かいはら　のりたか） (昭和36年６月６日生)	昭和60年４月　株式会社日本債券信用銀行（現 株式会社あおぞら銀行）入行 平成10年６月　株式会社日本債券信用銀行（現 株式会社あおぞら銀行）公共法人部業務課長 平成17年９月　株式会社あおぞら銀行　マーケティング本部シニアマーケティングオフィサー 平成19年３月　同行経営戦略部 平成21年４月　同行横浜支店長 平成23年12月　同行危機管理室長兼経営企画部担当部長 平成29年４月　当社顧問 平成29年６月　当社常務取締役営業部担当 平成30年５月　当社常務取締役管理部管掌　総合与信部担当(現在に至る)	5,000株
3	中西光明（なかにし　みつあき） (昭和30年11月３日生)	昭和54年４月　住友生命保険相互会社入社 昭和62年12月　国際証券株式会社（現　三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券株式会社）入社 平成９年５月　同社名古屋公開引受部長 平成17年６月　ニュー・フロンティア・パートナーズ株式会社(現　ＡＧキャピタル株式会社)入社 投資部長 平成20年６月　同社執行役員 平成24年６月　当社管理本部長 平成26年６月　当社取締役管理部担当（現在に至る）	5,000株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
4	関原昌浩（せきはらまさひろ） （昭和38年８月12日生）	昭和58年10月　アイフル株式会社入社 平成６年４月　同社東日本３課長 平成21年９月　同社管理本部支配人 平成24年７月　同社内部監査部長 平成29年７月　同社管理推進部長 平成31年４月　当社顧問(現在に至る)	0株
5	佐藤正之（さとうまさゆき） （昭和32年９月９日生）	昭和57年８月　アイフル株式会社入社 平成22年４月　同社取締役常務執行役員 平成22年６月　当社取締役（現在に至る） 平成23年６月　アイフル株式会社取締役専務執行役員 平成24年６月　ライフカード株式会社取締役執行役員（現在に至る） 平成26年６月　アイフル株式会社代表取締役専務執行役員（現在に至る） [重要な兼職の状況] ライフカード株式会社取締役執行役員 アイフル株式会社代表取締役専務執行役員	0株

（注）1．各候補者と当社の間に特別の利害関係はありません。
2．候補者関原昌浩氏は新任の取締役候補者であります。
3．各候補者の所有する当社株式の数は、平成31年３月31日時点における株式の数を記載しています。
4．当社は、会社法第427条第１項の規定により、取締役（業務執行取締役または支配人その他の使用人であるものを除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結しております。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする旨を定款に定めております。佐藤正之氏が監査等委員でない取締役として再任された場合は、同氏との間で当該責任限定契約を継続する予定であります。

第４号議案　監査等委員である取締役２名選任の件

定款第20条第２項の規定により、現在の監査等委員である取締役２名は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、これに伴い、監査等委員である取締役２名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

また、村上寛氏は、会社法第２条第15号に規定する社外取締役候補者であります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
1	下條（しもじょう）　尚（ひさし） （昭和40年12月６日生）	昭和63年４月　株式会社ライフ(現 アイフル株式会社)入社 平成22年１月　同社営業２部長 平成23年７月　ライフカード株式会社 営業２部長 平成28年４月　同社執行役員 経営企画部・経理部・財務部担当 兼 経営企画部長 平成29年４月　同社執行役員 経営企画部・財務部担当 兼 経営企画部長(現在に至る) すみしんライフカード株式会社営業本部長(現在に至る) 平成31年４月　ライフギャランティー株式会社取締役（現在に至る） [重要な兼職の状況] ライフカード株式会社　執行役員 経営企画部・財務部担当 兼 経営企画部長 すみしんライフカード株式会社営業本部長 ライフギャランティー株式会社　取締役	0株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
2	村上（むらかみ） 寛（ひろし） （昭和44年10月11日生）	平成４年４月　東レ株式会社入社 平成８年10月　阿部・井窪・片山法律事務所入所 第一東京弁護士会所属 (平成８年登録　48期) 平成14年８月　Pillsbury Winthrop（New York） (現 Pillsbury Winthrop Shaw Pittman LLP) (現 ピルズベリーウィンスロップショウピットマン（総合法律事務所)) ニューヨーク州弁護士（平成15年登録） 平成15年８月　弁護士法人大江橋法律事務所入所(現在に至る) 平成27年６月　当社監査等委員（現在に至る） [重要な兼職の状況] 弁護士法人大江橋法律事務所東京事務所パートナー	0株

（注）1.各候補者と当社の間に特別の利害関係はありません。
2.候補者下條尚氏は、新任の監査等委員である取締役候補者であります。
3.各候補者の所有する当社株式の数は、平成31年３月31日時点における株式の数を記載しています。
4.下條尚氏を監査等委員として選任した理由は、他社での長年の管理職経験、執行役員、取締役としての経験があり、業務管理に精通していることであります。村上寛氏を監査等委員である社外取締役として選任した理由は弁護士の資格を有し、法律の見識に富むことであります。
5.村上寛氏が社外取締役に就任してからの年数は本総会終結の時をもって４年であります。
6.当社は、会社法第427条第１項の規定により、取締役（業務執行取締役または支配人その他の使用人であるものを除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結しております。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする旨を定款に定めております。下條尚氏が監査等委員である取締役として選任された場合は、同氏との間で当該責任限定契約を締結する予定であります。また、村上寛氏が監査等委員である取締役として再任された場合は、同氏との間で当該責任限定契約を継続する予定であります。

第５号議案　　補欠の監査等委員である取締役１名選任の件

監査等委員が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、予め補欠監査等委員１名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

補欠監査等委員である候補者は次のとおりであります。

また、伊賀幸一氏は、会社法第２条第15号に規定する社外取締役の補欠の監査等委員である候補者であります。

氏　　名 （生年月日）	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
伊賀幸一（いが こういち） （昭和52年11月13日生）	平成14年４月　アイフル株式会社入社 平成23年７月　同社　監査役室　課長補佐 エルシステムサービス株式会社(現　ライフギャランティー株式会社) 監査役 (現在に至る) 平成27年６月　アイフル株式会社 監査等委員会室課長補佐 (現在に至る) 平成30年４月　ビジネクスト株式会社 監査役(現在に至る) アストライ債権回収株式会社 監査役(現在に至る) アストライパートナーズ株式会社 監査役(現在に至る) ＡＧキャピタル株式会社 監査役(現在に至る)	0株

（注）１．候補者と当社の間に特別の利害関係はありません。

２．候補者の所有する当社株式の数は、平成31年３月31日時点における株式の数を記載しています。

３．伊賀幸一氏は補欠の監査等委員である社外取締役候補者であります。

４．伊賀幸一氏を補欠の監査等委員である社外取締役として選任した理由は、他社で監査役を勤めた経験があり、監査の業務に精通していることであります。

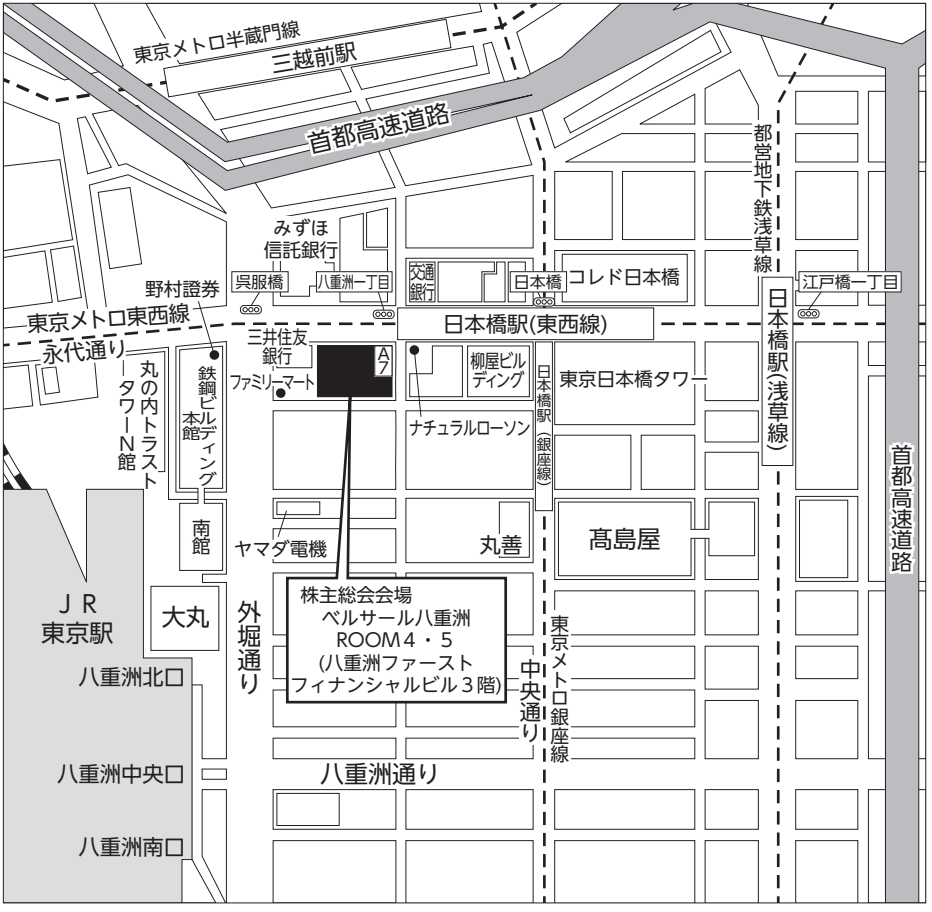
５．当社は、会社法第427条第１項の規定により、取締役（業務執行取締役または支配人その他の使用人であるものを除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結しております。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする旨を定款に定めております。伊賀幸一氏が監査等委員である取締役として就任した場合は、同氏との間で当該責任限定契約を締結する予定であります。

以上

〈メ　モ　欄〉

第17回定時株主総会会場ご案内図

会場：東京都中央区八重洲１－３－７八重洲ファーストフィナンシャルビル
ベルサール八重洲３階ＲＯＯＭ４・５



■交通のご案内
「日本橋駅」Ａ７出口　直結（東西線・銀座線・浅草線）
「東京駅」　八重洲北口徒歩５分（ＪＲ線・丸ノ内線）

（お願い）
※会場へは地下１階より、エレベーターで３階へお越しください。
※受付は３階ＲＯＯＭ４でいたしております。

UD FONT
見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。